

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第7号

野田市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市都市公園設置及び管理に関する条例（昭和51年野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の(4)のアの区分の項アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用の場合の目中「及びレクリエーション」を「、レクリエーション等」に改め、同表の1の(4)のアの剣道場の項の次に次のように加える。

多目的ルーム	一般及び学生	410円	615円	1,700円	2,550円
	中学生以下	190円	285円	840円	1,260円

別表第5の1の(4)のアのトレーニングルームの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。